

申請書記載例等

(1) 産業廃棄物収集運搬業

様式第六号 (第九条の二関係)

(第1面)

産業廃棄物収集運搬業許可申請書													
令和〇〇年〇〇月〇〇日													
青森市長 津軽 多村麻呂 様													
<p>積替え保管を行わない場合は「積替え保管を含まない」と記載すること</p>	<p>申請者 〒〇〇〇—〇〇〇〇 住所 青森県青森市新町一丁目1番1号 氏名 株式会社赤北商事 代表取締役 青森 一朗太 (法人にあつては名称及び代表者の氏名) 電話番号〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇</p>												
<p>水銀含有ばいじん等は、燃え殻・ばいじん・汚泥・鉱さい・廃酸・廃アルカリのいずれかを含有場合に、水銀含有ばいじん等の取扱いの有無がわかるように記入すること</p>													
<p>押印は不要です</p>													
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>													
<p>事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>1 積替え保管を行うもの 汚泥 がれき類 これらのうち、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物を除く。 2 積替え保管を行わないもの 廃プラスチック類 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (これらのうち、自動車等破砕物を除き、がれき類は石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)</p>												
<p>自動車等破砕物は、廃プラスチック類、金属くず、コンクリートくず・ガラスくず及び陶磁器くずの3種が含まれる場合に記入すること。取り扱う場合は「自動車等破砕物を含む」と記入すること</p>	<p>水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物を取扱わない場合、記載不要です。</p> <p>書ききれない場合は別紙に記入し添付すること</p>												
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 青森県青森市中央一丁目1番1号 電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇</p>												
<p>主たる事業所の所在地</p>	<p>事業場 青森県青森市大字野沢字川部11番1号 電話番号 〇〇〇—〇〇〇—××××</p>												
<p>事業の用に供する施設の種類の数量</p>	<p>車両：キャブオーバー1台、ダンプ1台、コンテナ専用車1台、タンク車1台 運搬容器：200Lドラム缶20本、1m³専用ボックス5個、1m³専用ボックス(水銀使用製品産廃運搬用) 10個</p>												
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>積替え保管場所：青森県青森市大字野沢字川部11番1号</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>保管施設の構造等</th> <th>面積</th> <th>高さ</th> <th>容積・体積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥：屋内</td> <td>9.0m²</td> <td>専用容器</td> <td>10.0m³</td> </tr> <tr> <td>がれき類：屋外</td> <td>25.0m²</td> <td>1.25m</td> <td>10.4m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>保管上限 汚泥：63.7m³ がれき類：18.9m³</p>	保管施設の構造等	面積	高さ	容積・体積	汚泥：屋内	9.0m ²	専用容器	10.0m ³	がれき類：屋外	25.0m ²	1.25m	10.4m ³
保管施設の構造等	面積	高さ	容積・体積										
汚泥：屋内	9.0m ²	専用容器	10.0m ³										
がれき類：屋外	25.0m ²	1.25m	10.4m ³										
<p>※事務処理欄</p>	<p>欄が足りない場合、別紙〇〇としてよい</p> <p>欄が足りない場合、別紙〇〇としてよい</p> <p>積替え保管を行わない場合は「積替え保管を含まない」と記載すること</p>												

(第2面)

既に処理業の許可（他の都道府県のものを含む。）を有している場合はその許可番号（申請中の場合には、申請年月日）	都道府県・市名	許可番号（申請中の場合には、申請年月日）
	青森県	020△△△△△△△△
	八戸市	122△△△△△△△△
	宮城県	申請中（○月○日提出）
申請者（個人である場合）		
申請中の場合も記入すること		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
登記事項証明書のとおり記入すること		
(ふりがな) 名称	住所	
かぶしきがいしゃせきほくしょうじ 株式会社赤北商事	青森県青森市新町一丁目1番1号	
法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
法定代理人がいる場合に記入すること		
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称	住所	
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員と同等以上の支配力を有するものすべてを記載		
略字等を使用せず、住民票のとおり記載すること		
役員（申請者が法人である場合）		
住民票のとおり記入すること		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
あおり いちろうた 青森 一朗太	平成元年12月31日 代表取締役	青森県青森市新町一丁目1番1号 青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801
あおり おうりん 青森 王林	松和63年1月1日 取締役	青森県青森市新町一丁目1番1号 青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801
なみおか じろうまる 波岡 二郎丸	平成5年12月30日 監査役	東京都新宿区西新宿1番1号 青森県青森市中央一丁目1番1号

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

青森市内の店舗、解体現場、工場において発生する汚泥、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類を、排出事業者との契約に基づきキャブオーバ、ダンプ、脱着装置付きコンテナ専用車及びタンク車を用いて収集運搬し、排出事業者の指定する処分施設等へ運搬する。

なお、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物を含む。汚泥及びがれき類については、積替え保管を行う。

産業廃棄物が排出される業種・事業場であること

取り扱うことができる運搬先（処分場）であること

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	汚泥	20t/月	泥状	(株)東川酒造	青森県青森市大字野沢字川部11番1号	(有)青森産廃物処理 青森県青森市大字駒込字深沢1-1
2	廃プラスチック類	50t/月	固形状	(株)川本工業 青森県青森市第二問屋町1-1		小弓建設工業(株) 青森県青森市大字小館字亀山1-1
3	金属くず	100t/月	固形状	(株)川本工業 青森県青森市第二問屋町1-1		小弓建設工業(株) 青森県青森市大字小館字亀山1-1
4	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	30t/月	固形状	(株)波岡資源 青森県青森市駒込桐ノ沢111-1		小弓建設工業(株) 青森県青森市大字小館字亀山1-1
5	がれき類（石綿含有産業廃棄物）	250t/月	固形状	市内一円建設現場		(株)赤北ウエイスト最終処分場 青森県青森市鶴ヶ坂1
6	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）	5t/月	固形状	市内一円建設現場	青森県青森市大字野沢字川部11番1号	(株)Henkou 青森県青森市三内沢部1-1
7	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物）	5t/月	固形状	(株)マリー資源 青森県青森市高田山1-1		(株)赤北ウエイスト最終処分場 青森県青森市鶴ヶ坂1
8						
9						
10						

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	キャブオーバ	青森100あ12-34	5,500	株式会社赤北商事	
2	ダンプ	青森100い23-45	2,400	株式会社赤北商事	
3	脱着装置付きコンテナ専用車	青森100う34-56	3,800	株式会社赤北商事	
4	タンク車	青森100え99-99	10,000	安田レンタリース	借用
5					
6	車検証の「車体の形状」の欄を記入	車検証の「最大積載量」の欄を記入	車検証の「所有者または使用者」の欄を記入	「借用」の場合、明記	
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	青森県青森市中央一丁目1番1号			申請書第一面に記載した所在地と一致していること	
駐車場の所在地	青森県青森市大字野沢字川部11番1号 ※ 付近の見取図を添付すること。			申請書第一面に記載した所在地と一致していること	
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
ドラム缶 (蓋付き)	汚泥の運搬	200L/個	20本		
専用ボックス	廃プラスチック類の運搬	1m ³ /個	5個		
専用ボックス	水銀使用製品産業廃棄物運搬	1m ³ /個	10個		

(第3面)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

保管施設毎に所在地、面積、産廃の種類、保管上限(1日あたりの平均搬出(予定)量の7日分以内)、積上高さを記載すること

所在地 青森県青森市大字野沢字川部11番1号

保管施設の構造及び面積

	面積	高さ	容積・体積
汚泥 : 屋内	9.0m ²	専用容器	10.0m ³
がれき類 : 屋外	25.0m ²	1.25m	10.4m ³

保管上限

汚泥 : タンク車1日1往復 最大積載量10 t $10 \text{ t} \times 1 \text{ 往復} \div 1.1 = 9.1 \text{ m}^3$ $9.1 \text{ m}^3 \times 7 \text{ 日} = 63.7 \text{ m}^3$
がれき類 : ダンプ1日2往復 最大積載量2 t $2 \text{ t} \times 2 \text{ 往復} \div 1.48 = 2.7 \text{ m}^3$ $2.7 \text{ m}^3 \times 7 \text{ 日} = 18.9 \text{ m}^3$
保管上限 > 保管体積である

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

収集運搬の方法

(1) 運搬業務の受託及び運搬計画

- ① 一日あたりの運搬量：汚泥1t、廃プラスチック類2t、金属くず4t、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず1.5t、がれき類(石綿含有)10t、がれき類0.2t、水銀使用製品0.2t
- ② 排出者から産業廃棄物の収集運搬を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真等の提出を求めるなどにより、運搬できる性状のものであること、当社の運搬能力を超えない範囲であること、許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。
- ③ 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ④ 産業廃棄物処理基準に従い収集運搬業務を行い、終了後は産業廃棄物管理票に必要事項を記載し処分業者に回付するとともに、その写しを排出者に送付する。写しは5年間保存する。処理に関する帳簿を作成し備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。
- ⑤ 運搬車両には表示を行い、産業廃棄物管理票及び許可証の写しを常備する。
- ⑥ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講した者が社内教育を担当し、定期的に研修会を開催し、能力向上に努める。

(2) 車両及び容器

- 汚泥：タンク車若しくはドラム缶(蓋付き)に入れてキャブオーバで運搬
- 廃プラスチック類：専用ボックスに収集し、キャブオーバで運搬
- 金属くず、ガラスくず等：着脱装置付きコンテナ専用車で運搬
- がれき類：ダンプの荷台に積み、シートをかけて運搬
- 水銀使用製品産業廃棄物：専用の回収ボックスに収納し、ダンプの荷台に積み、破碎することがないように、かつその他の物と混合しないよう区分又は単独で運搬
- がれき類(石綿含有産業廃棄物)：シートでくるんだ状態でダンプの荷台に積み、破碎することがないように、かつその他の物と混合しないように区分又は単独で運搬

(3) 積替え保管

汚泥、がれき類については、積替え保管を行う場合は、保管場所の範囲、容量、保管高さが能力の範囲内であることを確認のうえ、積替え保管施設に保管した後、排出事業者の指定する処分施設等に搬入する。取扱能力の範囲内を超えるときは、積替え保管は行わない。

(4) 収集運搬業務を行う時間及び休業日

収集運搬を行う時間 8:00~17:00(緊急の場合を除く)

休業日 日曜日及び祝日(緊急の場合を除く)

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇〇人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出防止

収集運搬の途中で廃棄物の飛散や漏えいを防止するため、泥状又は液状であるものはタンク車若しくは容器を用いて運搬する。固形状のものはシートをかける又は容器を用いて運搬する。また、容器の転倒を防止するため、必要に応じてシートやロープで固定して運搬する。石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の運搬は、その他の物と混合しないよう区分又は単独で運搬する。

② 悪臭防止対策

悪臭が発生するおそれのある汚泥等の運搬は、容器に入れて密封して運搬する。また、必要に応じて消臭剤を常備し、使用する。運搬車両は毎日清掃し、清潔の保持に努め、悪臭の発生を防止する。

③ 騒音及び振動防止対策

運搬車両の整備、規定の積載量の遵守、関係法令の遵守、早朝深夜の作業回避を行うことにより、騒音・振動の防止に努める。

④ その他

生活環境保全上の支障が生じないように努める。苦情があった場合は、誠実に対応する。

次の事項について記載すること。
ア 廃棄物の飛散・流出の防止措置
イ 悪臭防止措置
ウ 騒音、振動の防止措置
エ 地下浸透並びに衛生害虫等に対する生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる措置

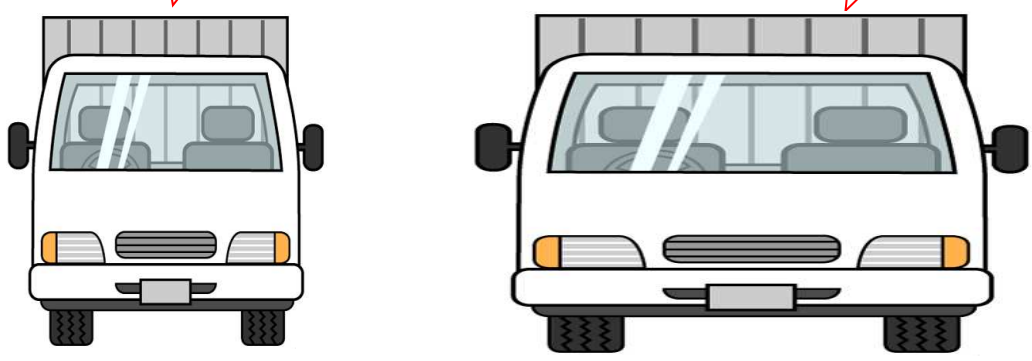
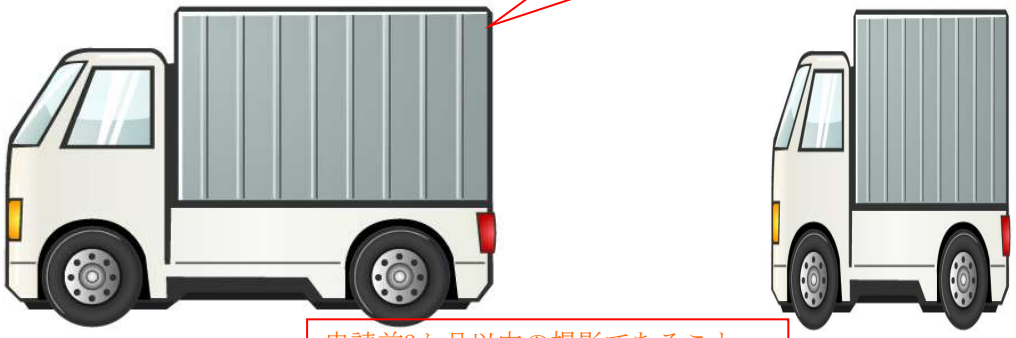
(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積替え保管に関する保管基準を遵守するとともに以下の措置を講じる。

- ・周囲に囲いを設け、見やすい場所に積替え保管場所であることの表示を行う。
- ・汚泥は屋内（鉄骨建屋、コンクリート床）の鋼鉄製専用タンクに保管し、飛散流出を防止する。
- ・受け入れ量保管の高さ、範囲、容積を超えた積替え保管はしない。
- ・保管場所に搬入した産業廃棄物は、性状が変化しないうちに、かつ7日以内に搬出する。
- ・終業時に保管施設の清掃及び点検を行い、ねずみ等の発生防止、悪臭及び飛散の防止に努める。また、保管施設の破損等を発見した場合は速やかに補修を行う。
- ・苦情があった場合は、誠実に対応する。

次の事項について記載すること。
ア 廃棄物の飛散及び流出の防止措置
イ 廃棄物の地下浸透の防止措置
ウ 悪臭発散の防止措置
エ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置
オ 汚水による公共用水域及び地下水の汚染防止措置
カ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物とその他の物との混合防止措置
キ その他

運搬車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号	青森100あ12-34	カラー写真 (カラー印刷) であること
前 面 写 真	写真の方向等について図示するのが望ましい。	
	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の前面 (真正面) を撮影すること。・ナンバープレートが確認できること。 	<p>写真ファイルを拡大、縮小する際には縦横の比率を変えないこと (良い例：等倍の写真)</p> <p>写真ファイルを拡大、縮小する際には縦横の比率を変えないこと (悪い例：横に間延びした写真)</p> <p>カラー写真 (カラー印刷) であること</p>
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none">・車両の側面 (真横) を撮影すること。・名称等の車体の表示が確認できること	
	<p>既に許可を有している場合には所定の事項 (「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名 (事業者名)」、「許可番号」) が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> 	<p>写真ファイルを拡大、縮小する際には縦横の比率を変えないこと (悪い例：横に縮めた写真)</p> <p>(良い例：等倍の写真)</p> <p>申請前3か月以内の撮影であること</p>
	撮影	〇〇年 〇月 〇日

(第7面)

運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	ドラム缶 (蓋付き)	用途	汚泥の運搬
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
			
申請前3か月以内の撮影であること			
		撮影	〇〇年 〇月 〇日

運搬容器等の名称	専用ボックス	用途	廃プラスチック類の運搬
注意事項 ・ 容器の全体が写るように撮影すること。			
			
申請前3か月以内の撮影であること			
		撮影	〇〇年 〇月 〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法	
内 訳	金 額 (千円)
事業の開始に要する資金の総額	本申請書記載の施設等を用いて現在事業を営んでおり、許可取得にあたり新たな資金を必要としません。
土地	更新許可申請、同種の許可を既に持つなど、事業に必要な施設を既に保有していて、新規の設備投資が必要でない場合。
事務所	
収集運搬車両	
積替保管施設	新たな設備投資がある場合は該当欄に記載
調 達 方 法	自己資金
	借入金
	(借入先名)
	その他
	増 資
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。	

(第9面)

資産に関する調書 (個人用)			
			〇〇年 〇〇月 〇〇日現在
資産の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	普通預金	1	2,000
有価証券	保険積立金	1	取引金融機関の残高証明書等から転記 400
未収入金			0
売掛金			0
受取手形			市長村役場発行の資産証明書から転記 0
土地	青森市野沢川部1-1	500㎡	20,000
建物	事務所	1	5,000
備品			所得税確定申告で用いる固定資産台帳の未償却残高から連記 0
車両	貨物トラック	1	8,000
その他			0
資 産 計			
負債の種類別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	銀行借入	1	3,000
短期借入金	銀行借入	1	2,000
未払金			取引金融機関の残高証明書等から転記 0
預り金			0
前受金			0
買掛金			0
支払手形			0
その他			0
負 債 計			5,000

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

役員全てに欠格要件に該当しないことを確認した上で誓約すること

〇〇年 〇〇月 〇〇日

青森市長 津軽 多村麻呂 様

押印は不要です

申請者

住 所 青森県青森市新町一丁目1番1号

氏 名 株式会社赤北商事

代表取締役 青森 一朗太

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

講習会修了者を明記すること

役員・従業員名簿				
氏名	住所	生年月日	職名	備考
青森 一朗太	青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801	平成元年12月31日	代表取締役	講習会修了者
青森 王林	青森県青森市新町一丁目1番1号一朗太ビル1801	昭和63年1月1日	取締役	
波岡 二郎丸	青森県青森市中央一丁目1番1号	平成5年12月30日	監査役	
波岡 トキ	青森県青森市中央一丁目1番1号	平成5年12月28日	支店長	
麻蒸 三郎彦	青森県青森市大字浅虫字螢谷1	平成2年1月1日	運転手	
麻蒸 彩香	青森県青森市大字浅虫字螢谷1	平成2年2月2日	事務員	
役員以外の従業員（継続して業に従事する者）も記載すること			別紙第4面の従業員数内訳と整合を図ること	

※ 役員及び従業員の氏名、住所、生年月日、職名等を記載すること。講習会修了者については 備考欄にその旨を記載すること。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書	
〇〇年 〇〇月 〇〇日	
青森市長 津軽 多村麻呂 様	
<p style="text-align: right;">申請者 住 所 青森県青森市新町一丁目1番1号 氏 名 株式会社赤北商事 代表取締役 青森 一朗太 （法人にあつては名称及び代表者の氏名） 電話番号〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</p>	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）	廃油（揮発油、灯油類及び軽油類に限り特定有害産業廃棄物であるものを除く） 感染性産業廃棄物、廃石綿等 積替え保管を含まない
事務所及び事業場の所在地	事務所 青森県青森市新町一丁目1番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	事業場 青森県青森市大字野沢字川部11番1号 電話番号 〇〇〇-〇〇〇-××××
事業の用に供する施設の種類及び数量	車両：バン1台、ダンプ1台、タンク車1台 運搬容器：1m ³ フレコンバッグ100本、50L専用袋1000枚、 24L密閉容器500個
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	積替え保管は行わない
※事 務 処 理 欄	

押印は不要です

（日本産業規格 A列4番）

※第2面、第3面は掲載を省略。産業廃棄物収集運搬業の記入例を参考のこと

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）

青森市内全域の自動車整備工場やガソリンスタンドから発生する引火し易い廃油を、排出事業者との契約に基づきタンクローリーを用いて収集運搬し、排出事業者の指定する処理施設に搬入する。

青森市全域の病院、診療所から発生する注射針等の感染性廃棄物をプラスチック製専用容器に入れた状態で収集し、保冷付専用バンで排出事業者の指定する処理施設に搬入する。

青森市内全域の石綿除去工事から発生する廃石綿等を、湿潤させた状態で専用の容器とフレコンバックで二重に梱包して収集し、ダンプを用いて排出事業者の指定する処理施設に搬入する。

特別管理産業廃棄物が排出される業種・事業場であること

取り扱うことができる運搬先（処分場）であること

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油	10t/月	液状	(株)ヤスダアンフィニ 青森 青森市問屋町1-1		(株)青森オイル 青森県青森市大字駒込字深沢1-1
2	感染性廃棄物	10t/月	固形状	市内一円医療機関		(株)東川組 青森県青森市大字駒込桐ノ沢1-1
3	廃石綿等	5t/月	固形状	市内一円石綿除去工事現場		(株)赤北ウェイスト最終処分場 青森県青森市鶴ヶ坂1
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

備考 取扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

3. 運搬施設の概要					
(1) 運搬車両一覧					
	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	バン	青森100あ12-34	4,000	株式会社赤北商事	
2	ダンプ	青森100い23-45	2,000	株式会社赤北商事	
3	タンク車	青森100え99-99	10,000	安田レンタリース	借用
4					
5	車検証の「車体の形状」の欄を記入	車検証の「所有者または使用者」の欄を記入			「借用」の場合、明記
6					
7					
8					
9					
10					
事務所の所在地	青森県青森市中央一丁目1番1号			申請書第一面に記載した所在地と一致していること	
駐車場の所在地	青森県青森市大字野沢字川部11番1号 ※ 付近の見取図を添付すること。			申請書第一面に記載した所在地と一致していること	
(2) その他の運搬施設の概要					
運搬容器等の名称	用途	容量	備考		
フレコンバッグ	廃石綿等の運搬	1m ³	100本		
廃石綿等専用袋	廃石綿等の運搬	50L	1000枚		
密閉式プラスチック類製容器	水銀使用製品産業廃棄物運搬	24L	500個		

(3) 積替施設又は保管施設の概要

積替え保管は行わない

※ 構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図を添付すること。

4. 収集運搬業務の具体的な計画(車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。)

収集運搬の方法

(1) 運搬業務の受託及び運搬計画

- ⑦ 一日あたりの運搬量：廃油0.4t、感染性廃棄物0.4t、廃石綿等0.2t
- ⑧ 排出者から産業廃棄物の収集運搬を受託しようとするときは、排出元、種類、性状等を記載した書面・写真等の提出を求めるなどにより、運搬できる性状のものであること、当社の運搬能力を超えない範囲であること、許可の範囲内であること等、処理できることを確認のうえ委託契約を締結する。
- ⑨ 産業廃棄物管理票の記載内容と相違ないことを確認のうえ特別管理産業廃棄物を引き受ける。産業廃棄物管理票がない場合は引き受けない。
- ⑩ 特別管理産業廃棄物処理基準に従い収集運搬業務を行い、終了後は産業廃棄物管理票に必要な事項を記載し処分業者に回付するとともに、その写しを排出者に送付する。写しは5年間保存する。処理に関する帳簿を作成し備えつけ、毎月末までに前月分の記録を終了し、1年ごとに閉鎖し5年間保存する。
- ⑪ 運搬車両には表示を行い、産業廃棄物管理票及び許可証の写しを常備する。
- ⑫ 公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターの講習会を受講した者が社内教育を担当し、定期的に研修会を開催し、能力向上に努める。

(2) 車両及び容器

- 廃油 : タンク車で他の物と混合することなく単独で運搬
- 感染性産業廃棄物 : 密閉式プラスチック容器に入れて収集し、保冷付き専用バンで他の物と混合することなく運搬
- 廃石綿等 : 湿潤させた状態で二重梱包袋に入れてフレコンバックで収集し、ダンプの荷台に積み、シートをかけて、他の物と混合することなく運搬

(3) 積替え保管

積替え保管は行わない。

(4) 収集運搬業務を行う時間及び休業日

収集運搬を行う時間 8:00~17:00 (緊急の場合を除く)

休業日 日曜日及び祝日 (緊急の場合を除く)

従業員数内訳

〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の6に規定する使用人	相談役、顧問等申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇人	〇〇人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

① 飛散及び流出防止

収集運搬の途中で廃棄物の飛散や漏えいを防止するため、液状である廃油はタンク車を用いて運搬する。

感染性産業廃棄物は専用容器に入れて、保冷付きバンで荷台に積み、転倒しないようロープで固定して運搬する。

廃石綿等は湿潤させた状態で二重梱包し、フレコンバックに入れ、シートをかけてロープで固定し、運搬する。

② 悪臭防止対策

悪臭が発生するおそれのある廃油の運搬はタンク車を用いて運搬する。

また、感染性産業廃棄物は保冷付きバンを用いて速やかに目的地まで運搬し、悪臭発生を防止する。

運搬車両は毎日清掃し、清潔の保持に努め、悪臭の発生を防止する。

③ 騒音及び振動防止対策

運搬車両の整備、規定の積載量の遵守、関係法令の遵守、早朝深夜の作業回避を行うことにより、騒音・振動の防止に努める。

④ その他

生活環境保全上の支障が生じないように努める。

苦情があった場合は、誠実に対応する。

(2) 積替え又は保管施設において講ずる措置

積替え保管は行わない

次の事項について記載すること。

ア 廃棄物の飛散・流出の防止措置

イ 悪臭防止措置

ウ 騒音、振動の防止措置

エ 地下浸透並びに衛生害虫等に対する生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように講ずる措置

次の事項について記載すること。

ア 廃棄物の飛散及び流出の防止措置

イ 廃棄物の地下浸透の防止措置

ウ 悪臭発散の防止措置

エ ねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生の防止措置

オ 汚水による公共用水域及び地下水の汚染防止措置

カ 石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物とその他の物との混合防止措置

キ その他

※第6面以降は掲載を省略。産業廃棄物収集運搬業の記入例を参考のこと